

職員の給与に関する勧告

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

1 期末手当及び勤勉手当について

(1) 令和2年12月期の支給割合

ア イ以外の職員(再任用職員を除く。)

期末手当の支給割合を1.25月分(特定幹部職員は、1.05月分) とすること。

イ 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

ア イ以外の職員(再任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分(特定幹部職員にあつては、1.075月分)とすること。

イ 特定任期付職員及び任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、1(1)については令和2年12月1日から、1(2)については令和3年4月1日から実施すること。

